

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第167条の2第1項第6号又は第7号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>競争入札に付することが不利と認められるとき、又は時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>	<p>1 契約の概要 令和8年度中に必要な垂井警察署及び警察本部車両等の公用車用燃料（ガソリン及び軽油）を年間を通して単価契約により購入するもの。</p> <p>2 「不利」又は「著しく有利な価格」の説明 自動車用燃料については、県庁の公用車用として購入するために、岐阜県（出納管理課）において岐阜県石油商業協同組合との間で単価契約（標準単価）が締結されている。そのうちの西濃地域の契約単価（標準単価）を超えない価格で契約できる見込みであるため。</p> <p>【契約業者】</p> <p>岐菱商事（株） 代表取締役 長谷部 綾子 （有）樋口石油店 代表取締役 樋口 浩司</p>

単位：円

品名	契 約 単 価	
	R8. 4. 1から R9. 3. 31まで	うち取引に係る消費 税及び地方消費税額
ガソリン リサーチ法89オクタン価以上 96オクタン価未満	169.94	15.44
軽油 セタン価45以上	156.67	12.87